地 域 、共生社会の実現のため の社会福祉法等の一 部を改正する法律案要綱

## 第一 改正の趣旨

地 域 共 生社 会 の実現を図るため、 地域生活課 題 0 解決に資する支援を包括的に行う市 町村  $\mathcal{O}$ 事 業に対

する交付 金及 CK 玉 等  $\mathcal{O}$ 補 助  $\mathcal{O}$ 特 例  $\mathcal{O}$ 創 設、 地 域 の特 性に応じた介護サ ・ビス 提 供 体 制  $\mathcal{O}$ 整 備 等  $\mathcal{O}$ 推 進

医 療 介護 のデ タ 基 盤  $\mathcal{O}$ 整 備  $\mathcal{O}$ 推 進、 社会福品 祉 連 携推進法 人に係る所轄庁 の認定 制 度の 創 設、 介護 人

材 確保及び業務効率化 の取 組 の強 化等の 所要の措置を講ずること。

# 第二 社会福祉法の一部改正

包括的な支援体制の整備に関する事項

# 1 地域福祉の推進に関する事項

(--)地域 福 祉  $\mathcal{O}$ 推進は、 地 域 住 民 が相互に人格と個性を尊重し合い ながら、 参加し、 共生する地 域社

会  $\mathcal{O}$ 実現を目指 して行わ れ なけ ればならないこと。 (第四条第一 項関係

(\_\_) 国及び 地 方公共 団体 は、 地 域 生 上活課題 の解決に資する支援が 包括的に提 供され る体制  $\mathcal{O}$ 整 備 その

他 地 域福 祉 0 推 進  $\bar{\mathcal{O}}$ ため に必要な各般 の措置を講ずるよう努めるとともに、 当該: 措置  $\mathcal{O}$ 推 進 に当た

っては、 保健医療、 労働、 教育、 住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配

慮するよう努めなければならないこと。(第六条第二項関係)

(三) 国及びは 都道府県は、 市 町村に お いて重層的支援体制整 備 事業その 他地域生活課題の解決に資する

支援が包括 的 に提供され る体 制  $\mathcal{O}$ 整備 が 適 正 か つ円滑に行 わ れるよう、 必要な助 言 情 報 0 提 供そ

の他の援助を行わなければならないこと。(第六条第三項関係)

(四) 厚生労働大臣は、 重層的支援体制整備事業をはじめとする施策に関して、 その適切かつ有効な実

施 を図るため必要な指針を公表するものとすること。 (第百六条の三第二項関係

2 重層的支援体制整備事業に関する事項

市町村 は、 地 域 生活課題 0) 解決に資する包括的な支援体制 を整備するため、 次に掲げる社会福 祉

法に基づく事業並びに介護保険法、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律

子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法 (以下「各法」という。)に基づく事業を一 体

 $\mathcal{O}$ ものとして実施することにより、 地域生活 課題を抱える地 域住民及びそ の世帯 に対する支援体 制

並びに地域住民等による地域福祉 の推進 のために必要な環境を一体的かつ重層的 に整備する事業と

して、 重層的支援体制整備事業を行うことができること。 (第百六条の 匹 **I関係)** 

1 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、 利用

可能な福 祉サービスに関する情報の提供及び助言、 支援関係機関との連絡調整並びに高 齢 者、 障

害者等 に対する虐待 の防止及びその早期発見  $\overline{\mathcal{O}}$ ため の援助等  $\dot{O}$ 便宜  $\mathcal{O}$ 提供を行うため、 各法 0 事

業を一体的に行う事業

口 地 域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対

支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会 の提供、 訪問による必

な情 報 の提供及び助言その他 の社会参加 のために必要な便宜 の提供を行う事業

ノヽ 地 域 住 民が地域にお いて自立 した日常生活を営み、 地域社会に参加する機会を確保するため  $\mathcal{O}$ 

支援並 びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制 の整備及び地域住民相互の交流を行う

拠点 の開設等の援助を行うため、 各法の事業を一体的に行う事 業

二 地 域 社 会から の孤立が長期にわたる者その 他 の 継続的 な支援を必要とする地 域住民及びその世

帯 に対 Ļ 訪問 により状況を把握した上で相談に応じ、 利用可能な福祉サー ビスに関する情 報  $\mathcal{O}$ 

提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

ホ 複数 の支援関係機関相 互間 の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、 複数

の支援関係機関 が、 当該: 地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、 相 互  $\mathcal{O}$ 

有機的 な連 獲 の下、 その解決に資する支援を一 体的 か つ 計 画的 に 行う体質 制 を整 備 言する事

複数 の支援関 徐機関  $\mathcal{O}$ 連 携体 .制による支援が必要であると市町村が認める地 域住民に . 対 包

括的かつ計画的な支援を行う事業

(\_\_) 市町村 は、 重層的支援体制整備事業を実施するときは、 第百六条の三第二項の指針に則して、

重

層 的支援体制整備事業を適切 か つ効果的に実施するため、 重層的· 支援体制整 備 事業実施 計 画を策定

するよう努めること。(第百六条の五関係)

 $(\equiv)$ 市町村は、 支援関係機関 重層的支援体制整備事業の委託を受けた者、 地域生活課題を抱える地

域 住民に対する支援に従事する者その他の関係者により構成される会議を組織することができるこ

と。 (第百六条の六関係)

(四) 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用は市町村の支弁とすること。 (第百六条の七関係

(五) 国及び都道府県は、 市町村に対し、 重層的支援体制整備事業の実施に要する費用に充てるための

交付金を交付すること。(第百六条の八及び第百六条の九関係)

(六) 重層的支援体制整備事業に係る特例

市 町村 が 重層的支援体 制 整備事 業を実施する場合は、 各法に基づく事業につい ての市町村 の支弁

に係る費用 から重層的支援体制整備事業に要する費用を除くための必要な読替えを行うこと。 ( 第

百六条の十一関係)

七 地域福祉計画の見直しに関する事項

1 市 町 村 地 域 **%福祉計** 画にお *\*\ て、 地域生活課題 の解決に資する支援が包括的に提供される体制  $\mathcal{O}$ 

整備 に関 ける事 項を定めるよう努めるものとすること。 (第百七条第 項関係

口 都道. 府県地域福祉支援計画において、 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される

体 制 の整備 の実施の支援に関する事項を定めるよう努めるものとすること。 (第百八条第一項関

係

社会福祉連携推進法人に関する事項

(-)イからへまでに掲げる業務(以下「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団

法人は、 (三に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての 所轄庁の認定 (以下「社会

福祉連携推 進認定」 という。)を受けることができるものとすること。 (第百二十五条関 係

イ 地域 福 祉 の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援

口 災害が発生した場合における社員 (社会福祉事業を経営する者に限る。ハ、ホ及びへにおいて

同 ις • が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同 して確保するための支援

ハ 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識 の共有を図るための支援

= 資 金 の貸付けその他 一の社員 (社会福 祉法人に限る。) が 社会福祉事業に係る業務を行うのに必

要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの

ホ 社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研

修

社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(\_\_) 社会福祉連携推進認定の申請は、 社員の氏名又は名称、 社会福祉連携推進業務を実施する区域等

を記載した社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令で定める書類を添えてしなければならない

のとすること。(第百二十六条関係)

(三) 所轄庁は、 社会福祉連携推 進 認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認

るときは、 当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができるものとすること。 (第百二

十七条関係)

1 その設立の目的について、 社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、 並びに地域における良

質 か つ適切な福祉サー ビスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的

であること。

口 社員の構成について、 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者又は社会福祉法人の経営

基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、 社会福祉法人である

社員の数が社員の過半数であること。

ハ 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有する

ものであること。

= 社員の資格の得喪に関して、イの目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不

当な条件を付していないものであること。

ホ 定款 において、 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第十一条第一項各号に掲げる事項

のほか、必要事項を記載し、又は記録していること。

2 委託募集の特例

(-)社会福: 祉 連携推進法人の社員 (社会福祉事業を経営する者に限る。) が、当該社会福祉連携推進

法人をして社会福祉事業に従事する労働者の募集に従事させようとする場合において、 当該社会福

祉 連携推進法人が社会福 祉 連携推進業務として当該募集に従事しようとするときは、 職業安定法

三十六条第一項及び第三項の規定は、 当該社員については、 適用しないものとすること。(第百三

十四条第一項関係)

3 所轄庁による監督等の社会福祉法人に関する規定の準用等

社会福祉連携推進法人の所轄庁は、 社会福祉法人に関する規定を準用するものとすること。 ( 第

### 百三十一条関係)

(\_\_\_) 社会福祉連携推進法人の計算、 解散及び清算、 役員等並びに社会福祉連携推進認定をした所轄庁

(三において「認定所轄庁」という。) による監督等については、 社会福祉法人に関する規定を準

用するものとすること。 (第百三十八条第一項、 第百四十一条、 第百四十三条第一 項及び第百 匝 +

#### 四条関係)

(三) 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、 認定所轄庁の認可を受けなければ、 その効

力を生じないものとすること。(第百四十二条関係)

#### 三 その他

その他所要の改正を行うこと。

# 第三 介護保険法の一部改正

一 国及び地方公共団体の責務に関する事項

国及び地方公共団体は、 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策等を包括的

に推進するに当たっては、 地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、 参加し、 共生する地域社

会の実現に資するよう努めなければならないものとすること。 (第五条第四項関係)

二 認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項

1 国及び地方公共団体は、 研究機関、 医療機関、 介護サービス事業者等と連携し、 認知症 (アルツハ

イ 7 ー病そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 神経変性 疾患、 脳血管疾患その他 |の疾患により日常生活に支障が生じる程 度にま

認 知 機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。 以下同じ。 )の予防等に関する調 査 研 究

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

推進並びにその成果の普及、 活用及び発展に努めるとともに、 地域における認知症である者への支援

に関する施策を総合的に推進するよう努めなければならないものとするこ

と。(第五条の二第二項及び第三項関係)

体制

の整備その他の認知症

2 国 |及び地方公共団 体 は、 認知 症に関する施策の推進に当たっては、 認知症である者が 地域社会にお

1 て尊厳を保持しつつ他の人々と共生することができるように努めなければならないものとすること

。(第五条の二第四項関係)

三 市 一町村が :地域支援事業を行うに当たっては、 介護保険等関連情報その 他必要な情報を活用し、 適切か

つ有効に実施するよう努めるものとすること。 (第百十五条の四十五第五項関係

並び

1 市 町村介護保険 ||事業計| 画につい て、 介護給付等対象サービス等に従事する者の確保及び資質の向上

る施 にその業務の効率化及び質の 策 の総 合的 な推 進 に関す る事 項 向上に資する都道府県と連携した取組に関する事 並 び こに有料は 老 人 ホ ム及び 高 齢 者  $\mathcal{O}$ 居 住 一の安定・ 確 項 保に関 認 知 す 症 る法 関 す 律

に

に規定する登録 住宅 (2及び第四 の二の3に お 7 7 「登録な 住宅」という。) のそれぞれの 入居定員 総

数について定めるよう努めるものとするほか、 当該市町村の区域における人口構造 の変化の見通 しを

勘案 して作成されなければならないものとすること。 (第百十七条第三項及び第四 項 翼 係

2 都道 府県 介護 保険 事業支援計 画 について、 介護給付等対象サ Ë ス等に従事 する者 の業務  $\mathcal{O}$ 効率 化

及び 質  $\widehat{\mathcal{O}}$ 向 上 に資する事業に関する事 項 並 びに有料老人ホ ム 及び 登録住宅 のそれぞれの入居定員 総

数について定めるよう努めるものとすること。 (第百十八条第三項 関 係

五. 介護保険事業計 画 の作成等のため  $\mathcal{O}$ 調査及び分析等に関する事項

1 厚生労働大臣 は、 厚生労働 省令で定める介護サー ピ スを利用す る要介護者等に提供される当該サ

ビ ス の内容等及び地域支援事業の実施 の状況等の 事 項について調査及び分析を行い、 その結果を公表

するよう努めるものとするとともに、 必要があると認めるときは、 介護サービス事業者及び特定介護

予防 ・日常生活支援総合事業を行う者に対し、 介護保険等関連情報を、 厚生労働省令で定める方法に

より提供するよう求めることができるものとすること。 (第百十八条の二関係)

六 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 老人福祉法の一部改正

一 老人福祉計画の見直しに関する事項

1 市 町村老 人福 祉計画について、 老人福祉事業に従事する者の確保及び資質の向 上並 びにその業務の

効率化及び質 の向上 のために 講ずる都道府県と連携した措置に関する事 ,項について定めるよう努め

ものとすること。(第二十条の八第三項関係)

2 都道府県老人福祉計画について、 老人福祉事業に従事する者の業務の効率化及び質の向上のために

講ずる措置 に関する事項について定めるよう努めるものとすること。 (第二十条の九第三項関係)

一 有料老人ホームの設置の届出等に関する事項

1 有料老人ホー ムを設置しようとする者が都道府県知事に届け出なければならない事 項の一 部及び当

該 [届出をした者が届出に変更が生じたときに都道 府県知事に届 け出なければならない 事項について、

厚生労働省令で定める事項とすること。 (第二十九条第一項及び第二項関係

有料老·

2

都道

府県

知

事

は、

人ホ

A

の設置等の

届

出

がされたときは、

遅滞.

なく、

その旨を、

当該!

届

出

に係 る有料が 老 人ホ 7 ァ (ア) 設置予定地又は所在 地 の市 町村長に通知するものとすること。 (第二十九条

第四 項関係

3 市 町村長は、 設置等の届 出がされてい ない疑いが ある有料老人ホ L (登録住宅を除く。) を発見

たときは、 遅滞なく、 その旨を、 当該有料老人ホ ] ムの 設置 予定地又は所在地 の都道府県知事 に 通

知するよう努めるものとすること。 (第二十九条第 五 項 関 係

第五 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 ... の 一 部改正

社会保険診療報酬支払基金 の業務の特例に関する 事 項

社会保険診療 報酬支払基金は、 当 分 の間、 医療 機関等が 行う地が 域にお いて効率的 か つ質の 高 1 医療提

供 体制を構築するため の医療機関等の 提供する医療に係 る情報化 の促進に要する物品 を調達 及び提

供する業務 (医療機関等の申出に応じて当該物品を調達し、 及び提供する業務を含む。)を行うものと

すること。 (附則第一条の二関係)

国民 の保健医療の 向 上及び福祉 の増進に資する情報の分析等の推進に関する事項

1 高 齢 者 0 医 療  $\mathcal{O}$ 確保に関する法 律 の規定により厚生労働大臣 から委託を受けて医療保険等関連 情 報

を収集する者、 介護保険法 の規定により厚生労働大臣から委託を受けて介護保険等 関連情報 三報を収: 集 す

る者その他 の保健医療等情報 (法律の規定に基づき調査若しくは分析又は利用若しくは提供が行 わ ħ

る医療保険等関連情 報、 介護保険等関連情報その他 の情報であってその調査若しくは分析又は利用 若

しくは提供 が 玉 民 の保健医療 の向 上及び福 祉 の増進に資するものをいう。 以下同じ。) を収集する者

として厚生労働省令で定める者 は、 保健医療等情 報を正確 に連 結するため、 社会保険診 療 報 酬 支 払 基

金又は国民 健康保険団体連合会(以下「支払基金等」という。)に対し、 当該保健医療等情 報 に係る

医療保険被保険者番号等を提供した上で、 保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として

厚生労働省令で定めるも のの提供を求めることができるものとすること。 (第十二条第一 項関! 係

2 支払基金等は、 1による求めがあったときは、 電子資格確認の事務に係る医療保険被保険者番号等

を利用し、 保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提

供することができるものとすること。(第十二条第二項関係)

3 支払基金等は、 2による情報の提供及びこれに附帯する業務を行うものとすること。 (第二十四条

及び第三十五条関係)

4 政府は、 予算の範囲内において、支払基金等に対し、2による情報の提供に要する費用の一部を補

助することができるものとすること。(第三十九条関係)

三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第六 社会福祉士及び介護福祉士法等の一 部を改正する法律の一部改正

平成二十九年度から令和八年度までの間に介護福祉士の養成施設を卒業した者については、 当該卒業

した日の属する年度の翌年度の四月一 日から五年間、 介護福祉士となる資格を有するものとすること。

(附則第六条の二第一項関係)

第七 その他関係法律について、所要の改正を行うこと。

一 施行期日

この 法律は、 令和三年四月一日から施行するものとすること。 ただし、 次の事項は、 それぞれに定め

る日から施行するものとすること。(附則第一条関係)

1 第五の一及び第六 公布の日

2 第二の二及び第五の二 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

一 検討規定

政 が府は、 この法律の施行後五年を目途として、 この法律による改正後のそれぞれ の法律の 規定に つい

て、 その施行 の状況等を勘案しつつ検討を加え、 必要があると認めるときは、 その結果に基づい て所要

の措置を講ずるものとすること。(附則第二条関係)

三 経過措置等

この 法律の施 行に関 し、 必要な経過措置を定めるとともに、 関係法律について所要の改正を行うもの

とすること。(附則第三条から第九条まで関係)